

住宅リフォーム助成事業の実施について

経済部商工労働課

居住環境の向上と地域経済の活性化策の一環として、平成28年度も引き続き住宅リフォーム助成事業を行います。市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1 予算額 | 1億円（20万円分×500件） |
| 2 補助率・補助限度額 | 対象工事費の30%で最大20万円を助成 |
| 3 最低工事費 | 10万円（消費税を除く） |
| 4 申請受付期間 | 平成28年6月6日（月）～7月8日（金）の平日 |
| 5 申請者向け事前相談会 | 平成28年5月16日（月）～6月3日（金）の平日 |
| 6 主な変更点 | (1) 過去2年（平成26年度及び27年度）に本事業を利用した方は、今年度の利用はできません。
(2) 他の補助事業との併用が可能ですが、工事が重複する箇所は、本事業の対象外経費として扱います。 |

※ 事業の詳細については、別紙パンフレット「住宅リフォーム助成事業のご案内」をご覧ください。